

白杵市有機農業実施計画

1. 市区町村																													
白杵市																													
2. 計画対象期間																													
令和5年～令和9年																													
3. 対象市区町村における有機農業の現状と5年後に目指す目標																													
<p>ア 有機農業の現状</p> <p>有機農業は、農業の自然循環機能を増進し、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減し、生物多様性の保全に資するものであり、昨今の輸入農産物の残留農薬問題などに起因した食の安全・安心に対する消費者ニーズの多様化や地産地消、食育の観点からも、有機農業に対する消費者の期待が全国的に高まっています。</p> <p>国は、令和3年5月に、食料・農林水産業の生産向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、「みどりの食料システム戦略」を創設し、令和4年度には、本戦略を推進するための「みどりの食料システム法」が制定されました。この戦略並びに新法では、2050年までに農林水産業の二酸化炭素ゼロエミッション化の実現、化学農薬・化学肥料の使用量の低減、有機農業の取り組み面積の拡大など、持続可能な食料システムの構築を目指すことを目標に推進することとしています。</p> <p>本市では、この「みどりの食料システム戦略」の創設を受け、「第2次ほんまもんの里みんなで作る白杵市食と農業基本計画」においても、「有機の里づくり」を始めとする、安全・安心で永続的に発展する農業を確立するため、現在その目標達成に向けた施策を推進しています。</p> <p>これまで本市は、平成17年5月の「ほんまもんの里・うすき」農業推進協議会の設置をはじめ、平成19年4月には、「白杵市ほんまもんの里農業推進センター」を、更に平成22年には「白杵市土づくりセンター」を建設・運営し、白杵市環境保全型農林振興公社と連携を図りながら「有機の里づくり」を目指しています。</p> <p>有機農業者の現状としては、令和4年度末での有機JAS認証取得状況が、生産法人6社、個人4名となっており、ほんまもん農産物認証取得状況は50戸となっています。</p> <p>また、有機JAS認証やほんまもん農産物認証を受けず有機農業に取り組んでいる生産者も少なくない状況もあるため、今後も各認証取得に向けて農家への更なる推進を行う必要があります。</p> <p>有機農業の安定生産に向けた取り組みについては、雑草除去作業や病害虫などの対策に労力を要すること、生産物に対する販売価格の設定と販路開拓が難しいことなどの課題があります。消費拡大の取り組みについても、有機農業が環境への負荷を大幅に低減するなどの機能を持つことへの理解が進んでいないことや有機農業が慣行栽培に比べ、労力やコストがかかることについての理解が進んでいないため、販売価格が、生産コストに見合っていないなど、有機栽培された農産物の生産拡大につながらないことも課題であります。</p> <p>イ 5年後に目指す目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>単位</th> <th>基準年度</th> <th>基準値</th> <th>目標年度</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「ほんまもん農産物」認証農家戸数</td> <td>戸</td> <td>R3</td> <td>50</td> <td>R9</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>学校給食でのほんまもん農産物の供給割合</td> <td>%</td> <td>R3</td> <td>11.4</td> <td>R9</td> <td>25.0</td> </tr> <tr> <td>「ほんまもん農産物」および有機農産物栽培圃場面積</td> <td>ha</td> <td>R3</td> <td>80</td> <td>R9</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>						指標名	単位	基準年度	基準値	目標年度	目標値	「ほんまもん農産物」認証農家戸数	戸	R3	50	R9	70	学校給食でのほんまもん農産物の供給割合	%	R3	11.4	R9	25.0	「ほんまもん農産物」および有機農産物栽培圃場面積	ha	R3	80	R9	100
指標名	単位	基準年度	基準値	目標年度	目標値																								
「ほんまもん農産物」認証農家戸数	戸	R3	50	R9	70																								
学校給食でのほんまもん農産物の供給割合	%	R3	11.4	R9	25.0																								
「ほんまもん農産物」および有機農産物栽培圃場面積	ha	R3	80	R9	100																								

4. 取組内容

ア 有機農業の生産段階の推進の取組

【土づくりの実践】

土壌診断結果に基づき、土壌の環境を改善し、作物が必要とする地力を高めることで土壌が持つ作物の生産力の維持・向上を図る。

【共同出荷体制の整備】

有機栽培された農産物の学校給食での供給率を向上させるため共同出荷体制の構築をする。

イ 有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等の取組

【学校給食へ有機栽培された農産物の提供】

学校給食へ有機栽培された農産物を提供することにより、生産者の安定的な消費先を確保し、併せて子ども達の健康や農業への関心といった食農教育の推進を図る。

【保冷保存試験の拡大】

農産物の保冷保存の新技术による実証試験により農産物の品質維持や出荷調整を行い、消費拡大を図る。

【販路開拓】

大都市圏への販売拡大やブランド確立に向けて、様々な消費者を想定し農産物の評価や販売にあたっての課題の調査・研究を行い販路拡大を図る。

【PR活動】

学校給食オーガニックプロジェクトの促進や映画「100年ごはん」、「ほんまもん農産物ロゴマーク」を活用したPRおよびSNSで情報発信をすることで消費拡大を図る。

5. 取組の推進体制

ア 実施体制図



イ 関係者の役割

- ・行政機関(大分県・臼杵市)
有機農業実施計画に基づく事業に必要な事務・政策支援に関すること
- ・ほんまもん農産物生産者(有機農業者)
有機農業に係る取組の試行・実践・取組面積の拡大・販路開拓に関すること
- ・学校給食センター
有機栽培された農産物の消費拡大に関すること
- ・直販所等
有機栽培された農産物の販路拡大・PRに関すること
- ・食文化創造都市推進室
有機栽培された農産物のPRに関すること

6. 資金計画

令和4年度以降、3年間は、国の「みどりの食料システム戦略緊急対策交付金」の「有機農業産地づくり推進事業」を活用し、栽培実証をはじめ、保冷保存試験や販路拡大に向けた取り組みを行うこととするが、3年間の事業終了後にも継続的に取り組むことが可能となるよう、令和7年度以降についても、基本的には、国の事業や県、市等の関連事業を活用しつつ、有機農業の推進を図ることとする。

7. 本事業以外の関連事業の概要

本市では、自然環境との調和、地産地消の更なる促進、「食」と「農業」の強い信頼関係に重点をおいた白杵市農業のあるべき姿(ほんまもんの里)を念頭に「ほんまもんの里みんなで作る白杵市食と農業基本条例」を平成22年3月に制定した。この条例に記されている本市の責務と基本的方向性、基本方針、具体的施策を明らかにするため、平成24年度(2012年度)を初年度とし、令和3年度(2021年度)を目標とした「ほんまもんの里みんなで作る白杵市食と農業基本計画」を策定している。

令和2年3月に策定した「白杵市総合計画後期基本計画」を踏まえ、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」等の各種指針及び振興計画に基づき、「白杵市農業振興計画」「白杵市有機農業推進計画」を包含するかたちで、令和13年度(2031年度)までの「第2次ほんまもんの里みんなで作る白杵市食と農業基本計画」を策定している。

8 みどりの食料システム法に基づく有機農業の推進方針について

令和4年度に県と共同で策定した「大分県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画」に沿って推進を行う。

9 その他(達成状況の評価、取組の周知等)